

“International Draft Guiding Principles for Organizations Developing Advanced AI systems”に関する御意見の募集について

令和5年10月24日

内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局

現在、国際的に、「広島 AI プロセス」として、AI のリスクへの対応に関する国際的な指針や行動規範など、国際的なルール形成に向けた議論が進められており、その一部について、御意見を募集します。

1. 概要

昨今の生成 AI をめぐる技術革新は、生産性の向上や労働力不足の解消などの様々なメリットをもたらす一方、機密情報の漏洩や個人情報保護の問題、偽情報・誤情報などのリスクも存在します。

国際的にも「広島 AI プロセス」が立ち上げられ、AI のリスクへの対応に関する国際的な指針や行動規範など、国際的なルール形成に向けた議論が進められており、今回、その一部について御意見を募集します。

2. 御意見の提出方法等

(1) インターネット上の意見入力フォームを使用する場合
下記ウェブサイトより、日本語で御意見を御提出ください。
<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0720.html>

(2) 郵送により意見提出する場合

意見書(別紙様式)に記載の上、以下郵送先に送付してください。

【郵送先】

郵便番号 100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 社会システム基盤担当宛て

電話等その他での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

3. 募集期間

令和5年10月24日(火)～令和5年11月5日(日)23時59分
(郵送の場合は11月5日(日)消印有効)

4. その他

- ・ 御意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- ・ いただいた御意見は、氏名等個人情報に関する事項を除き、公開する可能性がありますので、あらかじめ御了承願います。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただきます。
- ・ お寄せいただいた個人情報につきましては、御意見の内容確認等の連絡目的に限って利用し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適正な管理を行います。
- ・ 開発者向けの国際的な指針(Guiding Principles)については、EU が10月13～20日、米国が10

- 月 20～24 日にパブリックコンサルテーションを実施しており、日本としても実施するものです。
- ・ 今後も、広島 AI プロセスにおける検討に関しては、現在策定中の開発者向けの行動規範 (Code of Conduct) などについても、パブリックコメントなどマルチステークホルダーからの意見聴取に努め、これらをあわせて、G7 メンバーと議論し、必要に応じて国際的な指針及び行動規範に反映させていくことを予定しています。

(問合せ先)

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局
鈴木、中村 tel. 03-6257-1337 (内線 36356)

意見書

令和 年 月 日

内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局

社会システム基盤担当 宛て

国籍：日本 フランス アメリカ イギリス ドイツ イタリア カナダ その他
※該当するものに○をつけてください。

所属：学術/研究機関、民間企業（AI 開発者）、民間企業（AI 実装者）、民間企業（AI 提供者）
民間企業（AI 利用者）、企業団体、市民団体、その他非政府組織、公的機関、労働組合
個人、その他
※該当するものに○をつけてください。（複数選択可）

“International Draft Guiding Principles for Organizations Developing Advanced AI systems” に関して、以下のとおり意見を提出します。

| 意見のある場所(該当箇所に○をつけてください。) | 御意見 (意見のある場所ごとに、段落を分けて記載して下さい。) |
|--------------------------|------------------------------------|
| 導入(1段落目) | |
| 導入(2段落目) | |
| 導入(3段落目) | |
| 導入(4段落目) | |
| 導入(5段落目) | |
| 導入(6段落目) | |
| 導入(7段落目) | |
| 導入(8段落目) | |
| 原則(Principle) 1 | |
| 原則(Principle) 2 | |
| 原則(Principle) 3 | |
| 原則(Principle) 4 | |
| 原則(Principle) 5 | |
| 原則(Principle) 6 | |
| 原則(Principle) 7 | |
| 原則(Principle) 8 | |
| 原則(Principle) 9 | |
| 原則(Principle) 10 | |
| 原則(Principle) 11 | |